

企業主導型保育事業 共同利用に関する協定書【ビックママランド新寺園】

株式会社ビック・ママ（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、
企業主導型保育事業の共同利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の共同保育所の共同利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（共同保育所の所在地及び名称）

第2条 共同保育所は、下記の通りとする。
ビックママランド新寺園 仙台市若林区新寺 3-13-10

（共同保育所の設置目的及び利用者）

第3条 この保育所は、従業員の福利厚生を目的として設置、保育所を利用できる者は、甲及び乙の従業員とする。
2 上記の他、地域の保育を必要とする子どもについても、利用を認めるものとする。

（保育所の設置・運営）

第4条 この保育所は、甲が設置・運営する。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成30年 月 日から平成31年3月31日までとする。
ただし、期間満了前に甲、乙両者においてこの協定内容に異議のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙両者の協議に基づいて決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自一通を保有する。

平成30年 月 日

甲 住 所 仙台市若林区東八番丁 183
氏 名 株式会社ビック・ママ 印
代表取締役 守井 嘉朗

乙 住 所
氏 名 印

企業主導型保育事業 共同利用に関する覚書【ビックママランド新寺園】

株式会社ビック・ママ（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、企業主導型保育事業 共同利用に関する協定書（平成 30 年 月 日締結）に基づき、ビックママランド新寺園の共同利用について、次のとおり合意に至ったので、覚書を交換する。

1 利用条件について

正規・非正規雇用の別なく利用できる。

月極保育	月 64 時間以上勤務, または「子ども・子育て支援新制度における支給認定」の従業員 (2 ヶ月～5 歳児)
一時預かり保育	従業員全員

2 運営費の負担について

企業負担金, 入園料はないものとする。

保育料は下記金額とする。

月極保育	月～土曜日 (日曜・祝日・ 年末年始休園) 8:00～19:00	「子ども・子育て支援新制度における利用者負担額」を基に甲が設定した金額 別途) お昼寝マットレンタル料 月 500 円, 日本スポーツ振興災害共済保険料 年 1 回 300 円, 等	当月分を当月末までに園指定口座へ支払う
半月利用	月 15 日以下の利用	月極保育料の半額 別途) お昼寝マットレンタル料 月 500 円, 日本スポーツ振興災害共済保険料 年 1 回 300 円, 等	
半日利用	半日 9:00～12:45 ／12:45～18:00	月極保育料の半額 別途) お昼寝マットレンタル料 月 500 円, 日本スポーツ振興災害共済保険料 年 1 回 300 円, 等	
一時預かり保育	1 日 9:00～18:00	2,400 円 (3 歳以上児は半額) +給食・おやつ代 300 円	当日現金徴収 ただし, 複数回利用の場合は園指定口座へ支払う
	半日 9:00～12:45 ／12:45～18:00	1,200 円 (3 歳以上児は半額) +おやつ代 100 円	

乙は利用者に対し保育料補助等を行うことは自由とする。

企業で保育料の支払をする場合は事前に甲へ申し出ることとする。

3 利用申し込みと調整方法について

利用を希望する場合は, 甲の保育事業部へただちに連絡する。

甲乙の従業員数等に限らず, 申込順とし, 甲乙ごとに利用定員は設定しないものとする。

従業員枠が充足されない場合, 地域枠を広げ児童を入所させることができる。

利用者と契約前に面談を行う。面談の結果, 契約できない場合がある。

4 利用内容の説明について

甲は, 保育を利用する乙の従業員に対し, 利用内容についての説明を行う。

5 利用者提出物について

- ・ 申込書, 健康状況調査票 (所定様式あり)
- ・ 従事証明書
- ・ 課税証明書の写し (月極保育利用者のみ)
- ・ 母子手帳の写し

6 その他

途中入退園の場合は, 利用日より日割り計算とする。

平成 30 年 月 日

甲 住 所 仙台市若林区東八番丁 1 8 3
氏 名 株式会社ビック・ママ 印
代表取締役 守井 嘉朗

乙 住 所
氏 名 印